

## 新たな世界自然遺産候補地の考え方に係る懇談会 まとめ

1．世界自然遺産地域における成果と今後求められる保全管理について（知床、白神山地、小笠原諸島、屋久島の保全管理の状況及び課題を踏まえて）

- ・世界自然遺産地域の顕著で普遍的な価値を維持するための保全管理は、保護担保措置である国の保護区として国自らが管理することに加えて、地方自治体並びに地域の関係者、専門家等が連携・協働する体制のもとで、包括的な取組が実現されており、自然環境や生物多様性の保全上の効果も確認されている。
- ・世界自然遺産への登録の準備過程で、国、地方自治体並びに地域住民、専門家等の遺産の価値に対する認識が深められるとともに、保全管理に関する目的や役割分担が明確化され、それに基づいて効果的な保全管理が進められている。また、登録を契機として、世界遺産登録に向けてそれまで取り組んできた課題や登録後の環境変化により生じた新たな課題に対して、より一層の取組強化が図られている。この結果、世界遺産登録に向けた取組がなければ数年で失われていたとも考えられる脆弱な生態系を保全することができるなど、顕著な成果も確認されている。
- ・世界自然遺産地域において進められているこれらの保全管理の取組は、自然環境の保全管理に関する効果的な事例として世界自然遺産地域以外においても参考となるものである。
- ・世界自然遺産地域や同候補地の顕著で普遍的な価値を守るために必要な保全管理を進め、かつ、持続的な地域社会の発展を実現するためには、国に加えて、地方自治体及び地元民間団体等の地域の管理主体が適切な分担の下で、積極的にその役割を果たすことが重要である。また、専門家の助言を受け科学的知見に基づいて順応的な保全管理を推進するとともに、地域関係者の知恵・知見を活用し、利用者の動向を踏まえることも必要である。
- ・世界自然遺産地域の利用は、世界的に顕著で普遍的な価値が保たれることが大前提であり、そのことは社会的要請でもある。
- ・我が国の世界自然遺産地域及び同候補地においては、今般の懇談会においてとりまとめた「世界自然遺産地域における成果と今後求められる保全管理について 論点整理（知床、

白神山地、小笠原諸島、屋久島の保全管理の状況及び課題を踏まえた検討)」を踏まえて、適切な保全管理の更なる充実に努められることを期待する。

## 2．国が新たな世界自然遺産候補地を検討する場合の考え方について

### ( 1 ) 基本的な方針

- ・上記 1 . のとおり、世界自然遺産登録前後の取組を通して、生物多様性保全上重要な地域の保全管理が進捗している状況を踏まえると、今後、世界自然遺産の登録基準を満たすと考えられる重要な自然地域が新たに認められた場合には、国、地方自治体並びに地域の関係者、専門家等が連携・協働する保全管理体制のもとで当該地域の世界自然遺産登録を目指した取組を進めることは、重要な自然環境を後世に残していく上で有効な手段と考えられる。
- ・今後も、新たに世界自然遺産の登録基準を満たす重要な自然地域の有無を把握するためには、それらに関する知見や情報の収集・分析・検討を継続することが適当である。この場合、平成 15 年世界自然遺産候補地に関する検討会（以下、「平成 15 年検討会」）における検討の過程で収集した知見や情報を有効に活用すべきである。なお、平成 15 年検討会では、学術的観点からの国内比較等に必要な知見や情報の不足も指摘されていたことを踏まえ、今後、それらの充実が欠かせない。
- ・一方で、現在、世界遺産条約に基づく自然遺産には 188 件、複合遺産（自然遺産と文化遺産の両面の価値を有する遺産）には 29 件、世界遺産全体では 962 件の資産が登録されている中で、世界遺産への新規の登録を増やすことよりも、既存の遺産登録地域の管理を充実すべきとの指摘も出ているところである。新たな世界自然遺産候補地を検討する際には、こうした国際的な動向を踏まえて慎重に検討することも必要である。

### ( 2 ) 新たな世界自然遺産候補地を検討する場合の考え方

- ・平成 15 年検討会においては、我が国における自然環境の観点から価値の高い地域をできる限り広く検討対象とした上で、世界遺産条約に基づく自然遺産の登録基準への適合性を詳細に検討するため、面積要件や人為的改変度等をもとに、19 の詳細検討対象地域を抽出して詳細な検討を行った結果、その時点で登録基準を満たす可能性が高い地域として最

最終的に3地域（知床（平成17年登録）小笠原諸島（平成23年登録）及び琉球諸島）を候補地とした。今後、知見や情報の更なる収集・分析・検討を継続するにあたっては、この詳細検討対象地域を中心に、既存の自然遺産登録地域の拡張も視野に入れて作業を進めることが妥当である。

- ・候補地を検討する際は、世界自然遺産の登録基準への合致だけでなく、完全性の条件を満たすこと、保護担保措置がとられていること（又は、近い将来とることが可能であること）を重視すべきである。
- ・適切な保全管理体制の構築について検討するにあたっては、地域における科学的な知見の集積や保全管理への取組状況も、考慮すべき情報である。
- ・現在の世界遺産では登録数が少ない分野や登録傾向の分析、愛知目標11に掲げる生物多様性と生態系サービスにとって特別に重要な地域の保全管理への貢献、国際的な保護地域のネットワークの中での位置づけ、他国の世界遺産暫定一覧表記載案件との連携・協力等、国際的な動向についても考慮すべきである。
- ・一方、世界自然遺産に加えて、世界各地の自然を、それらが存立する地域社会の取組とともに保全するための他の国際的な取組としてユネスコエコパークや世界ジオパーク等が推進されている。世界自然遺産が各々世界で唯一の価値を有する自然を保護・保存する地域であることに對し、ユネスコエコパークは生物多様性の保全と持続可能な発展との調和を図る地域であり、世界ジオパークは国際的な重要性をもつ地形・地質学的な遺産を地域社会の持続可能な発展に活用している地域とされており、それぞれ異なる目的や基準を有する。

また、世界自然遺産を含む国際的な取組は、国立公園や保護林等の国内の制度による保護地域によって支えられている。国際的な取組と国内の保護地域とを連携させ、これらの取組が我が国全体として有機的・体系的なものとすることで、重要な自然環境の保全管理のさらなる進展が期待される。

このため、それぞれの地域の自然度や目指すべき保全管理・利用のあり方に応じて、それぞれの地域にふさわしい国際的な取組の活用について議論することは有益である。